

岡山県バスケットボール協会規約

第1章 総則

【名称】

第1条 本協会は岡山県バスケットボール協会と称する。（以下協会という）

第2条 協会の事務所は事務担当者の居住地（勤務先）におく。

【目的】

第3条 協会は岡山県におけるバスケットボールのアマチュア団体の総括機関としてバスケットボール競技の健全な普及と発展をはかり、これによって県民の精神と体力の向上を目指すことを目的とする。

【事業】

第4条 協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 日本バスケットボール協会・中国バスケットボール協会との連携
2. 岡山県体育協会との連絡
3. 各種競技会，講習会の開催
4. 競技並びに競技規則の研究，普及指導及び奨励
5. 競技用具，設備の研究指導・推薦
6. その他協会の目的を果たすために必要な事項

【組織】

第5条 協会は協会に登録されたチームでもって組織する。

第2章 役員・業務

第6条 協会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名

常任理事 若干名 理事 若干名 委員 若干名 監事 2名

会長は必要に応じて協会に名誉会長，顧問，参与，及び常任顧問を理事会の承認を経ておくことができる。

【会長・副会長】

第7条 会長は総会により推薦する。副会長は原則として各種組織団体より推薦されたものより会長が委嘱する。

会長は会務を統括し協会を代表する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

【理事】

第8条 理事は総会で選出したもの、及び会長が必要により推薦したものを会長が委嘱する。理事は協会の一般業務を議決し処理する。

理事長 1名，副理事長 若干名，常任理事 若干名を理事の互選により定める。理事長は業務処理の責に任ずる。

副理事長は理事長を補佐し，理事長事故あるときはその職務を代行する。

【常任理事】

第9条 常任理事は会長が委嘱する。常任理事は協会の企画業務を行う。

【評議員】

第10条 評議員は加盟チームより1名選出され総会を構成する。

【監事】

第11条 監事は総会の推薦により会長が委嘱する。監事は協会の会計を監査する。

【名誉会長・顧問・参与および常任顧問】

第12条 名誉会長，顧問，参与および常任顧問は協会の諮問機関であり，協会の重要事項について諮問に応じる。

【専門委員会】

第13条 専門委員会は理事会で決定し，専門委員長は理事長が委嘱する。委員会の組織および業務については別に定める。

【特別委員会】

第14条 協会が必要に応じて特別委員会を設けることができる。
委員長は理事会で決定し理事長が委嘱する。

【任期】

第15条 役員の任期はすべて2年とする。ただし再任は防げない。

【補充役員】

第16条 役員が欠けたときは原則としてその補充をする。補充された役員の任期は前任者の残期とする。

第3章 会 議

【総会】

第17条 総会は会長が招集し毎年度末にこれを開く。ただし必要に応じ臨時総会を開くことができる。総会に付議される事項は次のごとくである。

- 1．予算および決算
- 2．事業計画
- 3．役員の決定
- 4．その他の重要事項

【理事会・常任理事会】

第18条 理事会，常任理事会は必要に応じて理事長が招集し随時開催することができる。緊急を要する場合には理事会で決定し総会に報告する。

【会議運営】

第19条 すべての会議の議長は招集者がこれにあたり決議は出席者の多数決によるものとし，賛否同数の場合には議長が決める。

第4章 会計

【経費】

第20条 協会の経費は次のもので支弁する。

1. チーム加盟料・競技者登録料および役員登録料
2. 各種分担金
3. 事業収入
4. 補助金
5. 寄付金およびその他の収入

【加盟料・登録料】

第21条 チーム加盟料・競技者登録料および役員登録料は総会において決定する。

【会計年度】

第22条 協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 付則

【規則変更】

第23条 本規約の条項は総会出席者の3分の2以上の賛成により変更できる。

【細則】

第24条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別にこれを定める。

【組織団体】

第25条 組織団体とは

1. 県実業団バスケットボール連盟
2. 県学生バスケットボール連盟
3. 県クラブバスケットボール連盟
4. 県中学生バスケットボール連盟
5. 県高体連バスケットボール部
6. 県ミニバスケットボール連盟
7. 県専門学校バスケットボール連盟
8. 県ママさんバスケットボール連盟
9. 県教員バスケットボール連盟
10. その他

【施行期間】

第26条 本規約は昭和51年4月1日から施行する。

昭和59年4月1日 一部改正

平成3年4月1日 一部改正

平成19年4月1日 一部改正

平成21年3月7日 一部改正

【書類保管】

第27条 協会は次の書類，帳簿を作成し保管する。

1. 登録名簿（3年間）
2. 会計簿（5年間）
3. 競技記録及び表彰関係（永年・デジタルデータ可）
4. 会議録（3年間）